

豊前市障害者活躍推進計画

令和2年4月

豊 前 市

○ 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

豊前市では、障害者の雇用の促進等に関する法（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまでも「障害者を対象とした職員採用選考」を行ってまいりました。

令和元年6月に、障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

今後もこの計画の趣旨に則り、障害者の雇用に積極的に進め、障害の特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるような職場づくりを目指していきます。

2. 計画策定主体

豊前市

3. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

○ 課題と目標

1. 課題

豊前市においては令和元年6月に行った障害者雇用率は法定雇用率を達成しています。（詳細は「目標」に記載）しかし、今後も法定雇用率は上昇していくことは予想され、また障害者雇用促進法の趣旨を鑑みれば、継続的な障害者の任用、更なる体制の整備や各種取組が必要です。

2. 目標

① 採用に関する目標

実雇用率（各年6月1日時点）

（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上

（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.85%

※法定雇用率

平成30年4月1日より国・地方公共団体は2.5%に規定されているが、令和3年4月までに2.6%に引き上げられる予定になっています。

【評価方法】

毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

② 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにします。

【表価方法】

毎年の任免状況通報のタイミングで人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理します。

○ 取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

①組織面

- 障害者雇用推進者として総務課長を障害者職業生活相談員として総務課人事担当係長を選任します。
- 障害者を採用する際は、その募集についてハローワークや特別支援学校、就労支援機関等と連携をしながら採用試験の実施等を行います。
- 豊前市で勤務する障害のある職員の相談窓口を総務課人事担当に設置し、職員からの相談に対応します。

②人材面

- 障害者職業生活相談員に選任された者は福岡労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 新規採用又は部署異動の際に希望調書を活用して障害者と業務の適切なマッチングができているのかを確認し、必要に応じて検討を行います。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

- 新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。
- 措置を講じるにあたっては、障害のある職員からの要望を踏まえ、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

(2) 募集・採用

- 採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえ、採用を行います。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。

- ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

(3) 働き方

- 時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の導入・活用をめざします。
- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

(4) キャリア形成

- 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施します。

(5) その他の人事管理

- 定期的な面談及び必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。また障害のある職員と所属課との間で合理的配慮事項を確認し、適切に職場環境の形成に努めます。
- 障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるようにします。
- 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。